

わかる！社労士 & トミーの社労士合格ゼミ

2023年度版 訂正情報 (2023年6月27日掲載版)

わかる！社労士シリーズ&トミーの社労士合格ゼミをご利用いただきましてありがとうございます。この PDF ファイルは、2023年度版のわかる！社労士 テキスト&問題集及びトミーの社労士合格ゼミ(PDF)の訂正情報を掲載したものです。

ご迷惑をお掛け致しまして申し訳ございません。該当箇所を訂正していただけますようお願い申し上げます。

※こちらのファイルは、法改正に係る修正等の情報を掲載したものではありません。法改正に係る情報につきましては、法改正情報ファイルに掲載しておりますので、どうぞそちらをご覧ください。

1. テキスト&問題集

該当箇所	訂正前	訂正後	コメント
P508 本文 上の表内	43.5 (相当)	43.5 人 (相当)	文言の追加
P589 側注 一番上 学習のアドバイス	10 種類の士業 の事業	士業等の事業	文言の修正
P589 側注 上から3つ目 Point 文章中 2～3行目	次の①～⑯	次の①～⑰	数字の修正
	16 種類	17 種類	
P594 側注 (*2) 15 行目	イから二までの の～	イからハまでの ～	文言の修正
P613 側注 中段の PLUS	傷病手当金に 付加する給付 は、傷病手当金 の支給開始後 3 年間につき 支給すること ができます(平 19.2.1 保 発 0201001 号)。	傷病手当金に付 加する給付は、 傷病手当金の支 給期間及び傷病 手当金の支給期 間経過後通算 1 年 6 カ月につき 支給できます (令 3.12.22 保 発 1222 第 4 号)	内容の更新
P642 2 支給期間 2 行目	支給開始から 1 年 6 カ月	支給を始めた日 から通算して 1 年 6 カ月	文言の修正
P827 問題 17 D	正しい	誤り 問題文の「昭和 31 年 4 月 20 日 生まれの者」は、 改正に伴う経過 措置により、 「1,000 分の 5 (改正前の減額 率)」が適用され るものになるの で、誤りの肢と	経過措置の反映 による修正 (D と E の 2 つ が誤りの問題に なります。)

		なります。	
P957 問題 29 イ	正しい	誤り 従前は「継続して1年以上使用されることが見込まれない」場合は除外されていましたが、改正により、この要件は削除されたため、イ肢の者は、要件を満たせば被保険者になり得ます。	法改正に伴う修正 (イ、エ、オの3つが誤りの問題になります。)
P958 問題 33 B	中高齢寡婦加算	経過的寡婦加算	文言の修正
P1087 問題 48 1行目	正解 B	正解 E	文言の修正

※側注：各ページの右側の小さい文字の箇所です。

2. トミーの社労士合格ゼミ

該当箇所	訂正前	訂正後	コメント
Vol.4 P28 下の図（4箇所）	法定 16 業種	法定 17 業種	文言の追加
Vol.4 P34 上の POINT 4行目	イから二までの～	イからハまでの～	文言の修正

Vol.4 P76 下の PLUS	傷病手当金に 付加する給付 は、傷病手当金 の支給開始後 3 年間につき 支給すること ができます(平 19.2.1 保 発 0201001 号)。	傷病手当金に付 加する給付は、 傷病手当金の支 給期間及び傷病 手当金の支給期 間経過後通算 1 年 6 カ月につき 支給できます (令 3.12.22 保 発 1222 第 4 号)	内容の更新
Vol.4 P129 2.支給期間 1 行目	支給開始から 1 年 6 カ月	支給を始めた日 から通算して 1 年 6 カ月	文言の修正

以下、白紙。 以上になります。